

香川県スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香 川 県 教 育 委 員 会

## 香川県教育委員会規則第2号

香川県スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する規則

香川県スポーツ施設管理運営規則（昭和39年香川県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第6条 削除</p>	<p>第6条 <u>香川県立丸亀武道館に、次の職員を置く。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li><u>(1) 館長</u></li><li><u>(2) 次長</u></li><li><u>(3) 副主幹</u></li><li><u>(4) 主任体育主事</u></li><li><u>(5) 主任</u></li><li><u>(6) 体育主事</u></li><li><u>(7) その他の職員</u></li></ul>
<p>(利用時間)</p> <p>第8条の2 略</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 略</li><li>(2) <u>香川県立三豊体育館及び香川県立武道館</u> 午前9時から午後9時（日曜日、月曜日及び休日にあつては、午後5時）まで</li></ul> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(利用時間)</p> <p>第8条の2 <u>スポーツ施設の利用時間は、次の各号に掲げるスポーツ施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 略</li><li>(2) <u>香川県立三豊体育館、香川県立武道館及び香川県立丸亀武道館</u> 午前9時から午後9時（日曜日、月曜日及び休日にあつては、午後5時）まで</li></ul> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(利用の許可を要する施設)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(利用の許可を要する施設)</p> <p>第9条 <u>スポーツ施設のうち条例第4条（条例第6条第8項後段において読み替えて適用する場合を含む。）の許可を受けなければならない施設は、次の各号に掲げるスポーツ施設の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p>

- (5) 香川県立武道館 競技場（専用使用により利用する場合に限る。）  
及び研修室  
(6) 略

(使用料)

第13条 略

2 略

(使用料の還付)

第14条 略

- (1)～(3) 略

別表第1（第13条、第20条関係）

1・2 略

3 香川県立大川体育館使用料

- (1)～(3) 略

(4) 附属設備又は器具を利用する場合

利用区分	略	シャワー (温水)		略
		コインシャワー	その他のシャワー	
単 位		1回3分間	1回1時間	
使用料の額		100円	1,720円	

- (5) 略

4 略

5 香川県立武道館使用料

- (5) 香川県立武道館及び香川県立丸亀武道館 競技場（専用使用により  
利用する場合に限る。）及び研修室  
(6) 略

(使用料)

第13条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の規定に  
基づき、教育委員会規則で定めるスポーツ施設の使用料の額は、別表第1  
に定めるとおりとする。

2 略

(使用料の還付)

第14条 スポーツ施設の長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該  
各号に定める使用料を還付する。

- (1) 略

(2) 別表第2に掲げる施設については施設を利用する日（以下「利用日」  
という。）の11日前までに、別表第3に掲げる施設については利用日の  
8日前までに、第11条の規定による届出があったとき。 全額

(3) 別表第2に掲げる施設については利用日の10日前から8日前までに、  
別表第3に掲げる施設については利用日の7日前から2日前までに、第  
11条の規定による届出があったとき。 半額

別表第1（第13条、第20条関係）

1・2 略

3 香川県立大川体育館使用料

- (1)～(3) 略

(4) 附属設備又は器具を利用する場合

利用区分	略	シャワー (温水)		略
単 位		1回1時間		
使用料の額		1,720円		

- (5) 略

4 略

5 香川県立武道館及び香川県立丸亀武道館の使用料

6 略

別表第2（第14条関係）

施設名	
略	
香川県立武道館	競技場
略	

別表第3（第14条関係）

施設名	
略	
香川県立武道館	研修室
略	

6 略

別表第2（第14条関係）

施設名	
略	
香川県立武道館及び香川県立丸亀武道館	競技場
略	

別表第3（第14条関係）

施設名	
略	
香川県立武道館及び香川県立丸亀武道館	研修室
略	

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。